尼崎市子どもの育ち支援条例 Q&A

Q1 この条例が対象にしている「子ども」とは?

18歳になった最初の3月31日までの人で、市内に住んでいるか、子ども施設に在籍しているか、市内で働いている人をいいます。(第2条)

Q2 「子どもが健やかに育つ」とはどういうこと?

この条例では、子どもの成長過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とのかかわりや様々な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他の人を尊重する心、規範意識などがはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長することととらえています。(前文)

Q3 「子どもの育ちを地域社会全体で支える」とはどういうこと?

保護者、地域住民、子ども施設、事業者、市など、すべての大人が、互いにつながりを 深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに 育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが 社会的に自立していくように支えていくことをいいます。(前文)

なお、「子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを社会全体で支える」という条例の理念のもとに、子どもの育ち(0歳から18歳まで(乳幼児期から社会的に自立するまでの長期にわたる連続した過程))を大切にした「人づくり」の考え方とともに、10年後、20年後を見据え、長期的な視点にたつ「人づくり」は「まちづくり」へと繋がるとの考え方を基本にしています。

これらの考え方をもとに、子どもの成長過程に、できるだけ多くの大人が関わり、つながりながら「子どもが健やかに育つ環境づくり」「社会的な自立」に向けて社会全体で取り組むものです。(前文)

Q4 「<u>子どもの人権」とは?</u>

この条例では、「児童の権利に関する条約」(1989年に国際連合で採択された国際条約) において、児童の権利として定めるものをいいます。

子どもは大人同様に独立した人格であり、生まれながらにして人間として尊重されるべき権利(基本的人権)をもっています。そして、成長過程にある子どもには、虐待などから守られる権利などの、子ども固有の権利があります。条約では、これらを合わせた諸権利が、児童の権利として揚げられています。(第2条)

Q5 子どもの人権を尊重すると、わがままに育つのでは?

子どもが健やかに成長するためには、子どもの人権は尊重されなければなりません。しかし、その一方で、社会では、大人も子どもも、互いに他の人の権利を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。

子どもが、将来にわたり社会生活を円滑に送るためには、このことを学ぶ機会が与えられなければならず、大人には、子どもの成長にとってよくないことや他の人に迷惑をかける行為があるときは、子どもと対話して、社会のルールやマナーなどを教える責任があり

ます。(前文)

Q6 「子どもにとっての最善の利益を考える」とは?

子どもは一人の人間として尊重されるべき存在ですが、成長過程にあるため、大人が子どもに関わる時には、「子どもにとって最もよいこと」を判断する必要があります。この場合、子どもの意見や気持ちを聴いたうえで判断することが大切であり、このプロセスを経ることが、子どもの健やかな成長や社会的な自立へとつながります。(前文)

Q7 「子どもの主体性のはぐくみ」とは?

この条例の理念をもとに、子どもが健やかに育つには、社会全体の取組みとともに子ども自身の力が高まることが必要です。このため、条例には、子ども自身も年齢や成長に応じて学び、自分で考えて、行動することに努めなければならない事項を定めています。

しかし、子どもの努力だけでは困難なため、大人が、子どもの意見等を聴きながら、社会的な自立に向けた学びや行動を支えることが必要です。(第9条)

Q8 子どもの育ちを支えるのは、保護者の責任では?

子どもの育ちを支える第一の責任は、保護者にありますが、条例の目的である「すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す」ためには、保護者の子育てに加え、地域住民、子ども施設、事業者、市がそれぞれの役割に取り組み、社会全体で子どもの育ちを支える必要があります。

保護者の役割は、家族と一緒に子どもの心や体が安らぐような家庭をつくるとともに、子どもの生活習慣を育て、子どもとしっかり向き合うことなどですが、保護者が役割を十分に果たしえないときは、社会的なサポートが必要になります。(第4条)

Q9 この条例をもとに、地域住民は何をするの?

子どもが安心して暮らせる地域をつくるとともに、保護者以外の大人として子ども自身 に適切に関わり、必要に応じて保護者の子育てを支援することなどに努めることを定めて います。

子どもが健やかに育つためには、地域住民がつながりを深めて、子どもの育ちを支える「地域の子育て力」が高まることが重要です。(第5条)

Q10 この条例をもとに、保育所や幼稚園や学校は何をするの?

子どもの成長にあわせて、考える力などを育てるとともに、虐待やいじめ、不登校など、 悩みや問題を抱えている子どもを早く発見し、支援することなどに努めることを定めてい ます。子どもに日常的に接し、子どもの状況変化を察知しやすい子ども施設の機能が高ま ることは、支援が必要な子どもへの初期段階での対応、重篤化の防止につながります。

なお、子ども施設とは、保育所、幼稚園、学校など、子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむ集団生活の場ことで、市が設置した施設、又は市内にある施設のことです。(第6条)

Q11 この条例をもとに、事業者は何をするの?

地域社会での社会貢献の視点から、地域で子どもを育てる活動や子どもの社会参加活動

などへ協力するとともに、子どもが安心して暮らせる地域づくりへの協力などに努めることを定めています。(第7条)

Q12 この条例をもとに、行政は何をするの?

条例の理念を実現するため、福祉、保健、教育などの分野における子どもが健やかに育っための取組みを総合的に進め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者が協力して子どもの育ちを支えられるように働きかけます。(第8条、第11条~17条)

Q13 すべての子どもの育ちを支援する具体的な方法は?

次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)を条例上の推進計画に位置づけ、関連分野の様々な機関や組織などと連携して、「子どもに関する施策」を総合的に推進します。

また、この条例の理念を実現するための具体的な施策として、平成 22 年度より、「子育 てコミュニティソーシャルワーク」と、「スクールソーシャルワーク」を実施しています。 (第 11 条 ~ 17 条)

*尼崎市の「子どもに関する施策」の詳細については、「わいわいキッズプランあまがさき」をご覧ください。

Q14 この条例が対象としている「要支援の子ども」とは?

児童虐待やいじめ、不登校、非行など、悩みや問題を抱えている子どもや、その可能性 が高い状態の子どもをいいます。(第2条)

Q15 この条例で、「要支援の子ども」への対応が変わるの?

児童虐待については、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」等が定めている児童虐待等の予防や対応の仕組みがありますので、既存の仕組みで関係機関が連携して対応します。

一方、子どもの成長とともに、表面に現れてくる、いじめ、不登校、非行などの問題については、家庭環境や社会環境などが複雑に絡み合っていることが少なくないため、これまで主に対応してきた教育分野だけでは、限界があります。

そのため、関係機関が連携して対応できる仕組みを設け、子ども家庭相談支援体制を拡充させています。この具体的な施策として、平成 22 年度よりスクールソーシャルワークを実施しています。(第14条)

Q16 地域社会の子育て機能をどう高めるの?

子どもが健やかに育つためには、保護者の子育てに加え、地域住民、子ども施設、事業者、市が、役割分担しながら、子ども自身や子育て家庭に関わること、特に地域で共に暮らす地域住民による日常的な関わることが重要になります。

地域住民が主体的につながり、地域活動が新たにできたり、活性化したり、ひいては、 児童虐待や非行防止などの取組みにもつながるように、市は働きかけを行っていきます。 この具体的な施策として、平成 22 年度より子育てコミュニティソーシャルワークを実施 しています。(第 13 条)